

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	新宮町物価高騰対応定額給付金給付事業	①エネルギー・食料品価格など、あらゆる面で物価高騰の影響を受けている生活者の負担を早急に軽減するため、現金7,000円を給付する。また、給付の対象者については、物価高騰が全ての世帯に影響が及ぼしていることから、基準日に住民登録のある町民全てを対象とする。 ②町内住民への給付金及び事務費 ③物価高騰対応定額給付金7千円×33,300人+事務費(人件費5,270千円+消耗品費100千円+振込手数料1,722千円+委託料22,860千円)=263,052千円 ④町民	R8.2	R8.4以降
2	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	ECOチャレンジ応援事業	①物価高騰が続く中で、省エネ家電の購入など身近な脱炭素行動を実施した人に対し、交通系ICカードに使えるポイントを付与することで、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減し、物価高騰に対応する。 ②ECOチャレンジ応援事業負担金 ③ECOチャレンジ応援事業負担金(事務局運営等経費720千円(広告経費、参加者登録費、消耗品費等)+エコアクションポイント300千円+ポイント付与手数料26千円)+リーフレット広報折込手数料22千円=1,068千円 ④町民	R7.5	R8.1
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費補助事業	①学校における給食費について、物価高騰の影響を受けながら、栄養バランスを保った学校給食を継続的に提供できるようにするため、物価高騰による値上げ相当額を教職員を除く生徒数分助成する。 ②学校給食費補助金 ③小学校(90円×185回×2,511人)+中学校(100円×185回×1,538人)=70,262千円 ④子育て世帯	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	第2子以降保育料等無償化事業	①物価高が続く中で第2子以降の保育料を無償化することで、子育て世帯の生活を維持する。 ②施設等利用給付助成金、地域型保育給付費 ③届出保育施設等利用児童(3歳未満児)の世帯内第2子以降無償化42千円×50人×12カ月=25,200千円、認定こども園の第2子保育料無償化6,376千円×12カ月=76,512千円、満3歳児世帯内第2子預かり保育料無償化24人×16.3千円×12カ月=4,695千円 ④多子世帯、認定こども園	R7.4	R8.3
5	③消費下支え等を通じた生活者支援	高齢者移動支援事業	①物価高騰が続く中で、高齢者に対しタクシー券やコミュニティバス乗車券を配布することで、移動にかかる負担を軽減する。移動の負担が軽減されることにより、物価高騰下においても生活用品の購入等、外出しやすい生活環境の保持に繋げる。 ②高齢者移動支援助成金及び事務費 ③高齢者移動支援助成金5,500人×0.5千円×12カ月×0.7=23,100千円、郵便料金2,739千円 ④町内の高齢者(5,500人)	R7.4	R8.3
6	③消費下支え等を通じた生活者支援	プレミアム付商品券発行事業	①物価高騰等を原因とする消費の停滞を打開するため、20%のプレミアムを付けて販売し、消費の拡大と地元事業者の活性化を図る。 ②プレミアム付商品券発行事業補助金 ③プレミアム分販売総額100,000千円×プレミアム率20%-商工会負担分400千円-県補助10,000千円+事務費1,800千円(広告経費、人件費(常勤職員除く)、消耗品費等)=11,400千円 ④町民	R7.6	R8.3

